○経済産業省令第九十六号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及び関係法令の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月十四日

経済産業大臣　西村　康稔

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次 第一章～第二章の二　［略］ 第三章　電気工作物 第一節　［略］ 第二節　事業用電気工作物 第一款　［略］ 第二款　自主的な保安（第五十条―第六十一条） 第二款の二～第四款　［略］ 第三節　［略］ 第三章の二　［略］ 第四章　登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関 第一節　登録適合性確認機関（第百五条―第百十五条） 第二節　登録安全管理審査機関（第百十六条―第百十八条の二） 第三節・第四節　［略］ 第五章・第六章　［略］ 附則	目次 第一章～第二章の二　［略］ 第三章　［同上］ 第一節　［略］ 第二節　［同上］ 第一款　［略］ 第二款　自主的な保安（第五十条―第五十六条の三） 第二款の二～第四款　［略］ 第三節　［略］ 第三章の二　［略］ 第四章　登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関 ［新設］ 第一節　登録安全管理審査機関（第百五条―第百十八条の二） 第二節・第三節　［略］ 第五章・第六章　［略］ 附則
（一般用電気工作物の範囲） **第四十八条**　法第三十八条第一項ただし書の経済産業省令で定める電圧は、六百ボルトとする。 ２　法第三十八条第一項ただし書の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であって、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電気的に接続され、それらの設備の出力の合計が五十キロワット以上となるものを除く。 一～六　［略］ ３　法第三十八条第一項ただし書の経済産業省令で定める場所は、次のとおりとする。 一・二　［略］ ４　法第三十八条第一項第二号イの経済産業省令で定める出力は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める出力とする。 一　太陽電池発電設備　十キロワット（二以上の太陽電池発電設備を同一構内に、かつ、電気的に接続して設置する場合にあっては、当該太陽電池発電設備の出力の合計が十キロワット） 二　風力発電設備　零キロワット 三　第二項第三号イ又はロに該当する水力発電設備　二十キロワット 四　内燃力を原動力とする火力発電設備　十キロワット	（一般用電気工作物の範囲） **第四十八条**　法第三十八条第一項の経済産業省令で定める電圧は、六百ボルトとする。 ２　法第三十八条第一項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であって、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電気的に接続され、それらの設備の出力の合計が五十キロワット以上となるものを除く。 一～六　［略］ ３　法第三十八条第一項の経済産業省令で定める場所は、次のとおりとする。 一・二　［略］ ４　法第三十八条第一項第一号の経済産業省令で定める電圧は、六百ボルトとする。

五　第二項第五号イ又はロに該当する燃料電池発電設備　十キロワット
六　発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第七十三条の二第一項に規定するスターリングエンジンで発生させた運動エネルギーを原動力とする発電設備　十キロワット

第四十八条の二　法第三十八条第四項第五号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一・二　［略］

（保安規程）

第五十条　法第四十二条第一項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定めるものとする。

一　事業用電気工作物であって、一般送配電事業、送電事業、配電事業又は発電事業（法第三十八条第四項第五号に掲げる事業に限る。次項において同じ。）の用に供するもの

二　［略］

2　［略］

3　第一項第二号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程において、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。ただし、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物については発電所、蓄電所、変電所及び送電線路に係る次の事項について定めることをもって足りる。

一～七　［略］

八　事業用電気工作物（使用前自主検査、溶接自主検査若しくは定期自主検査（以下「法定自主検査」と総称する。）又は法第五十一条の二第一項若しくは第二項の確認（以下「使用前自己確認」という。）を実施するものに限る。）の法定自主検査又は使用前自己確認に係る実施体制及び記録の保存に関すること。

九　［略］

4　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）内に法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者を除く。次項において同じ。）にあっては、前二項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一～七　［略］

5　大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域内において法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

6　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内に法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）に伴い発生する津波に

第四十八条の二　法第三十八条第三項第五号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一・二　［略］

（保安規程）

第五十条　［同上］

一　事業用電気工作物であって、一般送配電事業、送電事業、配電事業又は発電事業（法第三十八条第三項第五号に掲げる事業に限る。次項において同じ。）の用に供するもの

二　［略］

2　［略］

3　［同上］

一～七　［略］

八　事業用電気工作物（使用前自主検査、溶接事業者検査若しくは定期事業者検査（以下「法定事業者検査」と総称する。）又は法第五十一条の二第一項若しくは第二項の確認（以下「使用前自己確認」という。）を実施するものに限る。）の法定事業者検査又は使用前自己確認に係る実施体制及び記録の保存に関すること。

九　［略］

4　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）内に法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者を除く。次項において同じ。）にあっては、前二項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一～七　［略］

5　大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域内において法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

6　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内に法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）に伴い発生する津波に

係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあっては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二　［略］

7　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該南海トラフ地震防災対策推進地域内において法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

8　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内に法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあっては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二　［略］

9　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内において法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

第五十六条の三　［略］

（小規模事業用電気工作物を設置する者の届出）

第五十七条　法第四十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の二の小規模事業用電気工作物設置届出書を提出しなければならない。

2　法第四十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　小規模事業用電気工作物を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　小規模事業用電気工作物を設置する者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

三　小規模事業用電気工作物の設置の場所、原動力の種類及び出力

四　小規模事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を担当する者（当該業務を委託する場合にあっては、その委託先。次号において同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五　小規模事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を担当する者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

六　小規模事業用電気工作物の点検の頻度

係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあっては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二　［略］

7　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該南海トラフ地震防災対策推進地域内において法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

8　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内に法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあっては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二　［略］

9　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内において法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

第五十六条の三　［略］

［新設］

第五十八条　法第四十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

一　当該届出が法第四十六条第二項第一号に係るものである場合　様式第四十六の二の二の小規模事業用電気工作物変更届出書

二　当該届出が法第四十六条第二項第二号に係るものである場合　様式第四十六の二の三の小規模事業用電気工作物でなくなった場合の届出書

第五十九条から第六十一条まで　削除

第二款の二　［略］

（方法書の届出）

第六十一条の三　法第四十六条の五の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の二の四の環境影響評価方法書届出書に方法書を添えて提出しなければならない。

（工事計画の認可等）

第六十二条　法第四十七条第一項の主務省令で定める事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く。）の設置又は変更の工事は、別表第二の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げるもの及びこれ以外のものであって急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。）内において行う同法第七条第一項各号に掲げる行為（当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際既に着手しているもの及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百六号）第二条第一号から第八号までに掲げるものを除く。）に係るもの（以下「制限工事」という。）とする。

２・３　［略］

第六十六条　法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画（変更）届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その届出が変更の工事に係る場合であって、取替えの工事に係るときは第二号の書類を、廃止の工事に係るときは同号、第三号及び第四号の書類を添付することを要しない。

一～三　［略］

四　当該事業用電気工作物が特殊電気工作物である場合は、法第四十八条の二第二項の証明書（次項第三号において単に「証明書」という。）

五　［略］

２　法第四十八条第一項の規定による前条第一項第二号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画（変更）届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一・二　［略］

三　当該事業用電気工作物が特殊電気工作物である場合は、証明書

四　［略］

３～５　［略］

（添付書類の省略）

第六十七条　法第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣（令第四十六条第三項の表第十七号の権限に係る事業用電気工作物に

［新設］

第五十七条から第六十一条まで　削除

第二款の二　［略］

（方法書の届出）

第六十一条の三　法第四十六条の五の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の二の四の環境影響評価方法書届出書に方法書を添えて提出しなければならない。

（工事計画の認可等）

第六十二条　法第四十七条第一項の主務省令で定める事業用電気工作物の設置又は変更の工事は、別表第二の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げるもの及びこれ以外のものであって急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。）内において行う同法第七条第一項各号に掲げる行為（当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際既に着手しているもの及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百六号）第二条第一号から第八号までに掲げるものを除く。）に係るもの（以下「制限工事」という。）とする。

２・３　［略］

第六十六条　法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画（変更）届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その届出が変更の工事に係る場合であって、取替えの工事に係るときは第二号の書類を、廃止の工事に係るときは同号及び第三号の書類を添付することを要しない。

一～三　［略］

［新設］

四　［略］

２　［同上］

一・二　［略］

［新設］

三　［略］

３～５　［略］

（添付書類の省略）

第六十七条　法第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣（令第四十六条第三項の表第十六号の権限に係る事業用電気工作物に

係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。第七十条において同じ。）がその認可の申請又は届出に係る事業用電気工作物の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第六十三条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

２　［略］

（特殊電気工作物）

第六十七条の二　法第四十八条の二第一項の事業用電気工作物であつて荷重及び外力に対して安全な構造が特に必要なものとして経済産業省令で定めるものは、風力発電設備のうち風車及び風車を支持する工作物とする。

（証明書の交付）

第六十七条の三　法第四十八条の二第二項に規定する証明書の交付は、様式四十九の二の適合性確認証明書によるものとする。

第七十三条の六の二　法第五十一条第三項の事業用電気工作物（原子力を原動力とする発電用のものを除く。）であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げる設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第四十六条第三項の表第十八号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

一　水力発電所
二　火力発電所
三　燃料電池発電所
四　太陽電池発電所
五　風力発電所
六　蓄電所
七　変電所
八　送電線路（電線路と一体的に工事が行われる送電線引出口の遮断器（需要設備と電気的に接続するためのものを除く。）を含む。）
九　需要設備（鉱山保安法が適用されるものを除く。）

２　［略］

第七十八条　法第五十一条の二第三項の届出をしようとする者は、様式第五十三の使用前自己確認結果届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて提出しなければならない。

一～四　［略］
五　使用前自己確認を実施した者及び主任技術者（当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合を除く。）の氏名
六　当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であって、その設置者が使用前自己確認に係る業務を委託して行った場合にあっては、その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
七　［略］
八　当該事業用電気工作物の属する別表第三の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じて、同表の下欄に掲げる添付書類（別表第六第二項に掲げる電気工作物の設置及び別表第七第三項に掲げる電気工作物の変更をしようとする場合にあっては、別表第三の第一号の(六)及び(七)の下欄に掲げる添付書類を除く。）

２　［略］

係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。第七十条において同じ。）がその認可の申請又は届出に係る事業用電気工作物の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第六十三条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

２　［略］

［新設］

［新設］

第七十三条の六の二　法第五十一条第三項の原子力を原動力とする発電用の事業用電気工作物以外の事業用電気工作物であって経済産業省令で定めるものは、火力発電設備及び燃料電池発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第四十六条第三項の表第十七号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］

２　［略］

第七十八条　［同上］

一～四　［略］
五　使用前自己確認を実施した者及び主任技術者の氏名

［新設］

六　［略］
七　当該事業用電気工作物の属する別表第三の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じて、同表の下欄に掲げる添付書類（別表第六第二項に掲げる電気工作物の設置及び別表第七第三項に掲げる電気工作物の変更をしようとする場合を除く。）

２　［略］

（溶接自主検査）

第七十九条　［略］

第八十二条　溶接自主検査は、溶接の状況について、法第三十九条第一項に規定する技術基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

第八十二条の二　溶接自主検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～六　［略］

２　溶接自主検査の結果の記録は、五年間保存するものとする。

第八十三条　法第五十二条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、その検査の場所を管轄する産業保安監督部長が支障がないと認めて溶接自主検査を行わないで使用することができる旨の指示をした場合

二・三　［略］

第八十五条　ボイラー等であって耐圧部分について溶接をするもの（以下この条において「特定ボイラー等」という。）又は耐圧部分について溶接をしたボイラー等であって輸入したもの（以下この条において「輸入特定ボイラー等」という。）を設置する者は、当該特定ボイラー等又は輸入特定ボイラー等に係る溶接自主検査を終了したときは、当該特定ボイラー等又は輸入特定ボイラー等に溶接自主検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

（定期安全管理検査）

第九十四条　法第五十五条第一項の主務省令で定める電気工作物は、次に掲げるものとする。ただし、非常用予備発電装置に属するものを除く。

一　火力発電設備又は燃料電池発電設備のうち、次に掲げるもの

イ　蒸気タービン本体（出力千キロワット以上の発電設備に限る。）及びその附属設備（以下「蒸気タービン及びその附属設備」という。）

ロ　ボイラー及びその附属設備

ハ　独立過熱器及びその附属設備

ニ　蒸気貯蔵器及びその附属設備

ホ　ガスタービン（アンモニア又は水素以外を燃料として使用するガスタービンにあっては、出力千キロワット以上の発電設備に係るもの（内燃ガスタービンにあってはガス圧縮機及びガス圧縮機と一体となって燃焼用の圧縮ガスをガスタービンに供給する設備の総合体であって、高圧ガス保安法第二条に定める高圧ガスを用いる機械又は器具に限る。）に限る。）

ヘ　液化ガス設備（液化ガス用燃料設備以外の液化ガス設備にあっては、高圧ガス保安法第五条第一項及び第二項並びに第二十四条の二に規定する事業所に該当する火力発電所（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所にあっては、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するものを除く。）の原動力設備に係るものに限る。）

ト　ガス化炉設備

チ　脱水素設備

（溶接事業者検査）

第七十九条　［略］

第八十二条　法第五十二条第一項の検査（以下「溶接事業者検査」という。）は、溶接の状況について、法第三十九条第一項に規定する技術基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

第八十二条の二　溶接事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～六　［略］

２　溶接事業者検査の結果の記録は、五年間保存するものとする。

第八十三条　［同上］

一　溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、その検査の場所を管轄する産業保安監督部長が支障がないと認めて溶接事業者検査を行わないで使用することができる旨の指示をした場合

二・三　［略］

第八十五条　ボイラー等であって耐圧部分について溶接をするもの（以下この条において「特定ボイラー等」という。）又は耐圧部分について溶接をしたボイラー等であって輸入したもの（以下この条において「輸入特定ボイラー等」という。）を設置する者は、当該特定ボイラー等又は輸入特定ボイラー等に係る溶接事業者検査を終了したときは、当該特定ボイラー等又は輸入特定ボイラー等に溶接事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

（定期安全管理検査）

第九十四条　［同上］

一　蒸気タービン本体（出力千キロワット以上の発電設備に限る。）及びその附属設備（以下「蒸気タービン及びその附属設備」という。）

リ　燃料電池用改質器（最高使用圧力九十八キロパスカル以上の圧力を加えられる部分がある燃料電池用改質器のうち、出力五百キロワット以上の発電設備に係るものであって、内径が二百ミリメートルを超え、かつ、長さが千ミリメートルを超えるもの及び内容積が〇・〇四立方メートルを超えるものに限る。）

二　風力発電設備（出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの

イ　風力機関及びその附属設備

ロ　発電機

ハ　変圧器

ニ　電力用コンデンサー

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

第九十四条の二　定期自主検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一　蒸気タービン本体及びその附属設備についての定期自主検査にあっては、運転が開始された日又は定期自主検査が終了した日以降四年を超えない時期

二　ガスタービン（出力一万キロワット未満の発電設備に係るものに限る。）についての定期自主検査にあっては、運転が開始された日又は定期自主検査が終了した日以降三年を超えない時期

二　ボイラー及びその附属設備

三　独立過熱器及びその附属設備

四　蒸気貯蔵器及びその附属設備

五　ガスタービン（アンモニア又は水素以外を燃料として使用するガスタービンにあっては、出力千キロワット以上の発電設備に係るもの（内燃ガスタービンにあってはガス圧縮機及びガス圧縮機と一体となって燃焼用の圧縮ガスをガスタービンに供給する設備の総合体であって、高圧ガス保安法第二条に定める高圧ガスを用いる機械又は器具に限る。）に限る。）

六　液化ガス設備（液化ガス用燃料設備以外の液化ガス設備にあっては、高圧ガス保安法第五条第一項及び第二項並びに第二十四条の二に規定する事業所に該当する火力発電所（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所にあっては、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するものを除く。）の原動力設備に係るものに限る。）

七　燃料電池用改質器（最高使用圧力九十八キロパスカル以上の圧力を加えられる部分がある燃料電池用改質器のうち、出力五百キロワット以上の発電設備に係るものであって、内径が二百ミリメートルを超え、かつ、長さが千ミリメートルを超えるもの及び内容積が〇・〇四立方メートルを超えるものに限る。）

八　ガス化炉設備

九　脱水素設備

十　風力機関（出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）及びその附属設備

十一　発電機（風力発電所における出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）

十二　変圧器（風力発電所における出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）

十三　電力用コンデンサー（風力発電所における出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）

第九十四条の二　定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一　蒸気タービン本体及びその附属設備についての定期事業者検査にあっては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降四年を超えない時期

二　ガスタービン（出力一万キロワット未満の発電設備に係るものに限る。）についての定期事業者検査にあっては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降三年を超えない時期

三　ボイラー及びその附属設備、独立過熱器及びその附属設備、蒸気貯蔵器及びその附属設備、ガスタービン（出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）、液化ガス設備、ガス化炉設備又は脱水素設備についての定期自主検査にあっては、運転が開始された日又は定期自主検査が終了した日以降二年を超えない時期

四　燃料電池用改質器についての定期自主検査にあっては、運転が開始された日又は定期自主検査が終了した日以降十三月を超えない時期

五　風力機関及びその附属設備、発電機、変圧器並びに電力用コンデンサーについての定期自主検査にあっては、運転が開始された日又は定期自主検査が終了した日以降三年を超えない時期

２　次に掲げる場合にあっては、前項の規定にかかわらず、経済産業大臣又は特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下この条において単に「産業保安監督部長」という。）が定める時期に定期自主検査を行うものとする。

一　［略］

二　使用の状況から前項第一号から第四号までに規定する時期に定期自主検査を行う必要がないと認めて、産業保安監督部長が定期自主検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

三　災害その他やむを得ない事由により前項に規定する時期又は前二号の規定により経済産業大臣又は産業保安監督部長が定める時期に定期自主検査を行うことが著しく困難であると認めて、産業保安監督部長が定期自主検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

３　前項第二号又は第三号の承認を受けようとする者は、様式第六十一の二の定期自主検査時期変更承認申請書に使用の状況を記載した書類を添えて、産業保安監督部長に提出しなければならない。ただし、前項第三号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

第九十四条の三　定期自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

一・二　［略］

第九十四条の四　定期自主検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～十一　［略］

２　定期自主検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については法第五十五条第六項において準用する法第五十一条第七項の通知（以下この条及び次条において単に「通知」という。）を受けるまでの期間又は五年のいずれか長い期間、前項第七号から第十一号までに掲げる事項については当該定期自主検査を行った後最初の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

第九十四条の五　第九十四条第一号に掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に法第五十五条第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。

一　前回の通知において定期自主検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して六年を超えない日との間に定期自主検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から六年三月を超えない時期

三　ボイラー及びその附属設備、独立過熱器及びその附属設備、蒸気貯蔵器及びその附属設備、ガスタービン（出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）、液化ガス設備、ガス化炉設備又は脱水素設備についての定期事業者検査にあっては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降二年を超えない時期

四　燃料電池用改質器についての定期事業者検査にあっては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降十三月を超えない時期

五　風力機関及びその附属設備、発電機、変圧器並びに電力用コンデンサーについての定期事業者検査にあっては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降三年を超えない時期

２　次に掲げる場合にあっては、第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣又は特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下この条において単に「産業保安監督部長」という。）が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一　［略］

二　使用の状況から第一項第一号から第四号までに規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、産業保安監督部長が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

三　災害その他やむを得ない事由により第一項に規定する時期又は前二号の規定により経済産業大臣又は産業保安監督部長が定める時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、産業保安監督部長が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

３　前項第二号又は第三号の承認を受けようとする者は、様式第六十一の二の定期事業者検査時期変更承認申請書に使用の状況を記載した書類を添えて、産業保安監督部長に提出しなければならない。ただし、前項第三号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

第九十四条の三　定期事業者検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

一・二　［略］

第九十四条の四　定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～十一　［略］

２　定期事業者検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については法第五十五条第六項において準用する法第五十一条第七項の通知（以下この条及び次条において単に「通知」という。）を受けるまでの期間又は五年のいずれか長い期間、前項第七号から第十一号までに掲げる事項については当該定期事業者検査を行った後最初の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

第九十四条の五　第九十四条第一号から第九号までに掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に法第五十五条第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。

一　前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して六年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から六年三月を超えない時期

二　前回の通知において定期自主検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施していると評定された組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して四年を超えない日との間に定期自主検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から四年三月を超えない時期

三　前回の通知において定期自主検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に定期自主検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期

四　前各号に規定する組織であって、定期自主検査の実施につき十分な体制を維持することが困難となった組織については、当該体制を維持することが困難となった時期

五　第一号に規定する組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して六年を超えない日との間に定期自主検査の時期が到来しなかったもの、第二号に規定する組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して四年を超えない日との間に定期自主検査の時期が到来しなかったもの及び第三号に規定する組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に定期自主検査の時期が到来しなかったものについては、定期自主検査を行う時期

六　前各号に規定する組織以外の組織については、定期自主検査を行う時期

2　第九十四条第二号に掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に定期安全管理審査を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。

一　前回の通知において定期自主検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織については、前回の通知を受けた日から六年三月を超えない時期

二　［略］

三　前二号に規定する組織であって、定期自主検査の実施につき体制を維持することが困難となった組織については、当該体制を維持することが困難となった時期

第九十四条の五の二　法第五十五条第四項の特定電気工作物（原子力を原動力とする発電用のものを除く。）であって経済産業省令で定めるものは、火力発電設備、燃料電池発電設備及び風力発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第四十六条第三項の表第二十二号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2　［略］

（調査結果の記録等）

第百三条　［略］

2　法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。

二　前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施していると評定された組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して四年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から四年三月を超えない時期

三　前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期

四　前各号に規定する組織であって、定期事業者検査の実施につき十分な体制を維持することが困難となった組織については、当該体制を維持することが困難となった時期

五　第一号に規定する組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して六年を超えない日との間に定期事業者検査の時期が到来しなかったもの、第二号に規定する組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して四年を超えない日との間に定期事業者検査の時期が到来しなかったもの及び第三号に規定する組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に定期事業者検査の時期が到来しなかったものについては、定期事業者検査を行う時期

六　前各号に規定する組織以外の組織については、定期事業者検査を行う時期

2　第九十四条第十号から第十三号までに掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に定期安全管理審査を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。

一　前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織については、前回の通知を受けた日から六年三月を超えない時期

二　［略］

三　第一号及び第二号に規定する組織であって、定期事業者検査の実施につき体制を維持することが困難となった組織については、当該体制を維持することが困難となった時期

第九十四条の五の二　法第五十五条第四項の原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外の電気工作物であって経済産業省令で定めるものは、火力発電設備、燃料電池発電設備及び風力発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第四十六条第三項の表第二十一号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2　［略］

（調査結果の記録等）

第百三条　［略］

2　法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。

第四章　登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節　登録適合性確認機関

［削る］

［削る］

（公示）

第百五条　経済産業大臣は登録適合性確認機関の登録をしたときは、登録適合性確認機関の行う適合性確認の業務の開始の日を公示しなければならない。

（登録の申請）

第百六条　法第六十七条の規定により申請をしようとする者は、様式第六十九の登録適合性確認機関登録申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一～三　［略］

四　特殊電気工作物の性能に関する評価の手法及び実績を説明した書類

五　適合性確認の業務を行う者が法第六十九条第一項第二号の規定に適合することを説明した書類

六　申請者が法第六十九条第一項第三号の規定に適合することを説明した書類

［削る］

（適合性確認の方法）

第百七条　法第七十一条第二項に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を確認することにより特殊電気工作物の性能を総合的に評価する手法を用いて、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）第四条、第五条及び第七条に規定する技術基準への適合性確認を行う方法とする。

一　特殊電気工作物への作用及びその設定の根拠が適切であること。

二　特殊電気工作物の諸元が、前号の作用及び当該特殊電気工作物の要求性能に対して適切であること。

三　前二号の照査の実施方法が適切であること。

［削る］

（登録適合性確認機関に係る登録の更新）

第百八条　法第七十条の規定により、登録適合性確認機関が登録の更新を受けようとする場合は、第百五条から前条までの規定を準用する。

（変更の届出）

第百九条　登録適合性確認機関は、法第七十二条の規定により法第六十九条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更の届出をするときは、様式第七十による変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

第四章　登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節　登録安全管理審査機関

第百五条　削除

第百六条　削除

（公示）

第百七条　経済産業大臣は登録安全管理審査機関の登録をしたときは、登録安全管理審査機関の行う審査の業務の開始の日を公示しなければならない。

（登録の申請）

第百八条　法第六十七条の規定により申請をしようとする者は、様式第六十九の登録安全管理審査機関登録申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一～三　［略］

［新設］

四　審査の業務を行う者が法第六十九条第一項第一号の規定に適合することを説明した書類

五　申請者が法第六十九条第一項第二号の規定に適合することを説明した書類

第百九条　削除

（安全管理審査の方法）

第百十条　法第七十一条第二項に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　安全管理審査は、文書審査及び実地審査により、法第六十九条第一項第二号に規定する審査対象電気工作物設置者（以下この条において「設置者」という。）の法定事業者検査の実施に係る体制を審査すること。

二　実地審査は、次に掲げるいずれかの方法で行うこと。

イ　法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行うこと。

ロ　映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行うこと。

三　実地審査は、法定事業者検査の記録の確認及び当該検査に係る関係者からの聞き取り（水力発電所の湛水前のダムに係る使用前安全管理審査の実地審査にあっては、これらに加えて、法定事業者検査の立会い）により、次に掲げる事項に関して審査を行うこと。

イ　設置者の法定事業者検査の実施に係る体制について文書審査により確認できない事項

ロ　設置者があらかじめ定めた法定事業者検査の実施に係る体制に従って当該法定事業者検査が行われているかどうかを判断するために必要な事項

第百十一条及び第百十二条　削除

（登録安全管理審査機関に係る登録の更新）

第百十三条　法第七十条の規定により、登録安全管理審査機関が登録の更新を受けようとする場合は、第百五条から前条までの規定を準用する。

（変更の届出）

第百十四条　登録安全管理審査機関は、法第七十二条の規定によりその名称又は事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第七十による事業所変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（業務規程）

第百十条　法第七十三条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　適合性確認の業務を行う時間及び休日に関する事項

二　事業所の名称及びその事業所が適合性確認の業務を行う区域

三　適合性確認の料金の収納の方法に関する事項

四　適合性確認の料金の算定の方法に関する事項

五　適合性確認の実施の方法に関する事項

六　適合性確認に関する公正の確保に関する事項

七　適合性確認員の選任及び解任に関する事項

八　適合性確認員の配置に関する事項

九　適合性確認の申請書の保存に関する事項

十　経済産業大臣に対する適合性確認の結果の通知に関する事項

［削る］

十一　前各号に掲げるもののほか、適合性確認の業務に関し必要な事項

2　登録適合性確認機関は、法第七十三条第一項の規定により業務規程の届出をするときは、様式第七十一の業務規程届出書に業務規程を添えて提出しなければならない。

3　登録適合性確認機関は、法第七十三条第一項の規定により業務規程の変更の届出をするときは、様式第七十二の業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（業務の休廃止）

第百十一条　登録適合性確認機関は、法第七十四条の届出をするときは、様式第七十三の適合性確認業務休止（廃止）届出書に休止又は廃止の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第百十二条　［略］

2　法第七十五条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録適合性確認機関が定めるものとする。

一・二　［略］

（帳簿）

第百十三条　法第七十九条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　適合性確認を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　適合性確認を行った特殊電気工作物に係る事業場の名称及び所在地

三　適合性確認の申請を受けた年月日

四　適合性確認を行った特殊電気工作物の概要

五　適合性確認の場所

六　適合性確認を行った年月日

（業務規程）

第百十五条　［同上］

一　審査の業務を行う時間及び休日に関する事項

二　事業所の名称及びその事業所が審査の業務を行う区域

三　料金の収納の方法に関する事項

四　料金の算定方法

五　審査の実施の方法に関する事項

［新設］

六　安全管理審査員の選任及び解任に関する事項

七　安全管理審査員の配置に関する事項

八　審査の申請書の保存に関する事項

九　経済産業大臣に対する安全管理審査の結果の通知に関する事項

十　審査の業務を行う電気工作物（第九十四条各号に掲げるもののうち、一部の電気工作物の審査の業務を行わない場合に限る。）

十一　前各号に掲げるもののほか、審査の業務に関し必要な事項

2　登録安全管理審査機関は、法第七十三条第一項の規定により業務規程の届出をするときは、様式第七十一の業務規程届出書に業務規程を添えて提出しなければならない。

3　登録安全管理審査機関は、法第七十三条第一項の規定により業務規程の変更の届出をするときは、様式第七十二の業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（業務の休廃止）

第百十六条　登録安全管理審査機関は、法第七十四条の届出をするときは、様式第七十三の安全管理審査業務休止（廃止）届出書に休止又は廃止の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第百十六条の二　［略］

2　法第七十五条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録安全管理審査機関が定めるものとする。

一・二　［略］

（帳簿）

第百十七条　［同上］

一　審査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　審査対象電気工作物に係る事業場の名称及び所在地

三　審査の申請を受けた年月日

四　審査を行った電気工作物の概要

五　審査の場所

六　審査年月日

七　適合性確認員の氏名
八　適合性確認の結果
九　その他適合性確認に関し必要な事項
2　［略］

第百十四条　［略］
（業務の引継ぎ）

第百十五条　登録適合性確認機関は、法第八十条第二項の規定により経済産業大臣が同項の適合性確認の業務の全部又は一部を行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。
一　引き継ぐべき適合性確認の業務を経済産業大臣に引き継ぐこと。
二　引き継ぐべき適合性確認の業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。
三　その他経済産業大臣が適合性確認の業務の引継ぎに関し必要と認める事項を行うこと。

第二節　登録安全管理審査機関
（登録の申請）

第百十六条　法第八十条の二の規定により申請をしようとする者は、様式第七十四の登録安全管理審査機関登録申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。
一　登記事項証明書又はこれに準ずるもの
二　事業所の名称及び所在地を記載した書類
三　申請者が法第八十条の六において準用する法第六十八条各号の規定に該当しないことを説明した書面
四　審査の業務を行う者が法第八十条の三第一項第一号の規定に適合することを説明した書類
五　申請者が法第八十条の三第一項第二号の規定に適合することを説明した書類
（安全管理審査の方法）

第百十七条　法第八十条の六において準用する法第七十一条第二項に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
一　安全管理審査は、文書審査及び実地審査により、法第八十条の三第一項第二号に規定する審査対象電気工作物設置者（第三号イ及びロにおいて「設置者」という。）の法定自主検査の実施に係る体制を審査すること。
二　実地審査は、次に掲げるいずれかの方法で行うこと。
イ　法定自主検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行うこと。
ロ　映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行うこと。
三　実地審査は、法定自主検査の記録の確認及び当該検査に係る関係者からの聞き取り（水力発電所の湛水前のダムに係る使用前安全管理審査の実地審査にあっては、これらに加えて、法定自主検査の立会い）により、次に掲げる事項に関して審査を行うこと。
イ　設置者の法定自主検査の実施に係る体制について文書審査により確認できない事項
ロ　設置者があらかじめ定めた法定自主検査の実施に係る体制に従って当該法定自主検査が行われているかどうかを判断するために必要な事項

七　安全管理審査員の氏名
八　審査の結果
九　その他審査に関し必要な事項
2　［略］

第百十八条　［略］
（業務の引継ぎ）

第百十八条の二　登録安全管理審査機関は、法第八十条第二項の規定により経済産業大臣が同項の安全管理審査の業務の全部又は一部を行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。
一　引き継ぐべき安全管理審査の業務を経済産業大臣に引き継ぐこと。
二　引き継ぐべき安全管理審査の業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。
三　その他経済産業大臣が安全管理審査の業務の引継ぎに関し必要と認める事項を行うこと。
［新設］

［新設］

［新設］

（業務規程）

第百十八条　法第八十条の四第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　審査の業務を行う時間及び休日に関する事項

二　事業所の名称及びその事業所が審査の業務を行う区域

三　料金の収納の方法に関する事項

四　料金の算定方法

五　審査の実施の方法に関する事項

六　安全管理審査員の選任及び解任に関する事項

七　安全管理審査員の配置に関する事項

八　審査の申請書の保存に関する事項

九　経済産業大臣に対する安全管理審査の結果の通知に関する事項

十　審査の業務を行う電気工作物（第七十三条の六の二第一項各号及び第九十四条各号に掲げるもののうち、一部の電気工作物の審査の業務を行わない場合に限る。）

十一　前各号に掲げるもののほか、審査の業務に関し必要な事項

2　登録安全管理審査機関は、法第八十条の四第一項の規定により業務規程の届出をするときは、様式第七十五の業務規程届出書に業務規程を添えて提出しなければならない。

3　登録安全管理審査機関は、法第八十条の四第一項の規定により業務規程の変更の届出をするときは、様式第七十六の業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

［新設］

（準用）

第百十八条の二　第百五条、第百八条、第百九条及び第百十一条から第百十五条までの規定は、登録安全管理審査機関に準用する。この場合において、第百五条中「適合性確認」とあるのは「審査」と、第百八条中「法第七十条」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十条」と、「第百五条から前条まで」とあるのは「第百十六条、第百十七条及び第百十八条の二において準用する第百五条」と、第百九条中「法第七十二条」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十二条」と、「法第六十九条第二項第二号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「その名称又は事業所の所在地」と、第百十一条中「法第七十四条」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十四条」と、「様式第七十三の適合性確認業務休止（廃止）届出書」とあるのは「様式第七十六の二の安全管理審査業務休止（廃止）届出書」と、第百十二条第一項中「法第七十五条第二項第三号」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十五条第二項第三号」と、同条第二項中「法第七十五条第二項第四号」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十五条第二項第四号」と、第百十三条中「法第七十九条第一項」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十九条第一項」と、同条第一項各号中「適合性確認」とあるのは「審査」と、同項第二号及び第四号中「特殊電気工作物」とあるのは「電気工作物」と、同項第七号中「適合性確認員」とあるのは「安全管理審査員」と、第百十四条第一項中「前条第一項」とあるのは「第百十八条の二において準用する第百十三条第一項」と、「法第七十九条第二項」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十九条第二項」と、第百十五条中「法第八十条第二項」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第八十条第二項」と、「適合性確認」とあるのは「安全管理審査」と読み替えるものとする。

［新設］

第三節　［略］

（事務所の変更）

第百二十条　指定試験機関は、事務所の所在地を変更しようとするときは、様式第七十の変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

第四節　［略］

（準用）

第百三十二条　第百三条、第百三条の二、第百八条及び第百十二条の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第百三条中「法第五十七条第四項」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十九条第一項」と、第百三条の二中「法第五十七条第五項」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十九条第二項」と、第百八条中「法第七十条」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十条」と、「第百五条から前条まで」とあるのは「第百二十七条」と、第百十二条第一項中「法第七十五条第二項第三号」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十五条第二項第三号」と、同条第二項中「法第七十五条第二項第四号」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十五条第二項第四号」と読み替えるものとする。

別表第一の二（第六十一条の二関係）

項目	調査及び予測の内容
一　水力発電所 （一）　騒音に関する項目	1　調査項目 (1)～(4)　［略］ (5)　保全対象 イ～ニ　［略］ ホ　騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成十二年総理府令第十五号）に規定する限度を超えている地域 2・3　［略］
（二）～（六）　［略］	［略］
二　火力発電所（地熱を利用するものを除く。） （一）　［略］ （二）　騒音に関する項目	［略］ 1　調査項目 (1)・(2)　［略］ (3)　保全対象 イ～ニ　［略］

第二節　［略］

（事務所の変更）

第百二十条　指定試験機関は、事務所の所在地を変更しようとするときは、様式第七十の事務所変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

第三節　［略］

（準用）

第百三十二条　第百三条、第百三条の二、第百十三条及び第百十六条の二の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第百三条中「法第五十七条第四項」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十九条第一項」と、第百三条の二中「法第五十七条第五項」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十九条第二項」と、第百十三条中「法第七十条」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十条」と、「第百五条から前条まで」とあるのは「第百二十七条」と、第百十六条の二第一項中「法第七十五条第二項第三号」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十五条第二項第三号」と、同条第二項中「法第七十五条第二項第四号」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十五条第二項第四号」と読み替えるものとする。

別表第一の二（第六十一条の二関係）

［同上］	［同上］
一　［同上］ （一）　［同上］	1　［同上］ (1)～(4)　［略］ (5)　［同上］ イ～ニ　［略］ ホ　騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令（昭和四十六年総理府令・厚生省令第三号）に規定する限度を超えている地域 2・3　［略］
（二）～（六）　［略］	［略］
二　［同上］ （一）　［略］ （二）　［同上］	［略］ 1　［同上］ (1)・(2)　［略］ (3)　［同上］ イ～ニ　［略］

(三)～(七)　［略］	ホ　騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に規定する限度を超えている地域 2・3　［略］
三　火力発電所（地熱を利用するものに限る。） (一)　［略］ (二)　騒音に関する項目	［略］ 1　調査項目 (1)・(2)　［略］ (3)　保全対象 イ～ニ　［略］ ホ　騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に規定する限度を超えている地域 2・3　［略］
(三)～(七)　［略］	［略］
四　太陽電池発電所 (一)　騒音に関する項目	1　調査項目 (1)・(2)　［略］ (3)　保全対象 イ～ニ　［略］ ホ　騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に規定する限度を超えている地域 2・3　［略］
(二)～(六)　［略］	［略］
五　風力発電所 (一)　騒音に関する項目	1　調査項目 (1)・(2)　［略］ (3)　保全対象 イ～ニ　［略］ ホ　騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に規定する限度を超えている地域 2・3　［略］
(二)～(六)　［略］	［略］

(三)～(七)　［略］	ホ　騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に規定する限度を超えている地域 2・3　［略］
三　［同上］ (一)　［略］ (二)　［同上］	［略］ 1　［同上］ (1)・(2)　［略］ (3)　［同上］ イ～ニ　［略］ ホ　騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に規定する限度を超えている地域 2・3　［略］
(三)～(七)　［略］	［略］
四　［同上］ (一)　［同上］	1　［同上］ (1)・(2)　［略］ (3)　［同上］ イ～ニ　［略］ ホ　騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に規定する限度を超えている地域 2・3　［略］
(二)～(六)　［略］	［略］
五　［同上］ (一)　［同上］	1　［同上］ (1)・(2)　［略］ (3)　［同上］ イ～ニ　［略］ ホ　騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に規定する限度を超えている地域 2・3　［略］
(二)～(六)　［略］	［略］

別表第二（第六十二条、第六十五条関係）

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
発電所 一　［略］ 二　［略］ （一）　［略］ （二）　［略］ 1　原動力設備 (1)　水力設備 イ　ダム ロ～ル　［略］ (2)～(5)　［略］ 2　［略］ (1)～(7)　［略］ (8)　遮断器	1　［略］ ［略］ 1・2　［略］ 3　（一）中欄の発電設備に係る遮断器であって、周波数低下による事故の拡大を防止するために設置するもののうち法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のものの設置	1・2　［略］ ［略］ 1・2　［略］ 3　洪水吐きゲート用予備動力設備の設置又は取替え（大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設（以下「ばい煙発生施設」という。）に該当する出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。） 4　［略］ ［略］ ［略］ ［略］ 1・2　［略］ 3　周波数低下による事故の拡大を防止するために設置する遮断器であって、法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のもの（中欄に掲げるものを除く。）の設置 4　［略］

別表第二（第六十二条、第六十五条関係）

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
［同上］ 一　［略］ 二　［略］ （一）　［略］ （二）　［略］ 1　［同上］ (1)　［同上］ イ　［同上］ ロ～ル　［略］ (2)～(5)　［略］ 2　［略］ (1)～(7)　［略］ (8)　［同上］	［同上］ 1　［略］ ［略］ 1・2　［略］ 3　（一）中欄の発電設備に係る遮断器であって、周波数低下による事故の拡大を防止するために設置するもののうち法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のものの設置	［同上］ 1・2　［略］ 3　洪水吐きゲート用予備動力設備の設置又は取替え（大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設に該当する出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。） 4　［略］ ［略］ ［略］ ［略］ 1・2　［略］ 3　周波数低下による事故の拡大を防止するために設置する遮断器であって、法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のもの（中欄に掲げるものを除く。）の設置 4　［略］

	蓄電所		
(9)・(10)　［略］ 3　［略］	一　［略］ 二　［略］ （一）～（六）　［略］ （七）　遮断器 （八）・（九）　［略］ 三　［略］	一　［略］ 二　［略］ （一）～（六）　［略］ （七）　遮断器 （八）　［略］	変電所
［略］ ［略］	［略］ 1・2　［略］ 3　周波数低下による事故の拡大を防止するために設置する遮断器であって、法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のものの設置 4　［略］ ［略］ ［略］	［略］ 1・2　［略］ 3　周波数低下による事故の拡大を防止するために設置する遮断器であって、法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のものの設置 4　［略］ ［略］	

	［同上］	［同上］	
(9)・(10)　［略］ 3　［略］	一　［略］ 二　［略］ （一）～（六）　［略］ （七）　［同上］ （八）・（九）　［略］ 三　［略］	一　［略］ 二　［略］ （一）～（六）　［略］ （七）　［同上］ （八）　［略］	
［略］ ［略］	［略］ 1・2　［略］ 3　周波数低下による事故の拡大を防止するために設置する遮断器であって、法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のものの設置 4　［略］ ［略］ ［略］	［略］ 1・2　［略］ 3　周波数低下による事故の拡大を防止するために設置する遮断器であって、法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のものの設置 4　［略］ ［略］	

送電線路（電線路と一体的に工事が行われる送電線引出口の遮断器（需要設備と電気的に接続するためのものを除く。）を含む。以下この項において同じ。）	一　［略］ 二　［略］ （一）　［略］ （二）　開閉所		［略］ 1～4　［略］ 1　［略］ 2　［略］ (1)～(3)　［略］ (4)　周波数低下による事故の拡大を防止するための遮断器であって、法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のもの（電気鉄道用送電線路に属するものを除く。）の設置 3・4　［略］
［略］	［略］		［略］

別表第三（第六十三条、第六十六条、第七十八条関係）

電気工作物の種類	記載すべき事項		添付書類（認可の申請に係る工事、届出に係る工事又は使用前自己確認の内容に関係あるものに限る。）
	一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	
一　発電所又は発電設備	1　発電所の名称及び位置（都道府県郡市区町村字を記載すること。） 2　発電所の出力（水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を付記すること。）及び周波数 3　水力発電所の場合は、使用水量、有効		送電関係一覧図（別表第六第二項に掲げる電気工作物の設置及び別表第七第三項に掲げる電気工作物の変更をしようとする場合を除く。） 事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであることの説明書（電圧十七万ボルト以上の電力

［同上］	一　［略］ 二　［略］ （一）　［略］ （二）　［同上］		［略］ 1～4　［略］ 1　［略］ 2　［略］ (1)～(3)　［略］ (4)　周波数低下による事故の拡大を防止するための遮断器であって、法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のもの（電気鉄道用送電線路に属するものを除く。）の設置 3・4　［略］
［略］	［略］		［略］

別表第三（第六十三条、第六十六条、第七十八条関係）

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
一　発電所	1　［同上］ 2　［同上］ 3　［同上］		送電関係一覧図 事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであることの説明書（電圧十七万ボルト以上の電力

落差及び理論水力（それぞれ最大、常時及び常時せん頭の別に記載すること。）	系統に係る事業用電気工作物であって、一般送配電事業又は配電事業の用に供されるものに係る場合に限り、別表第六第二項に掲げる電気工作物の設置及び別表第七第三項に掲げる電気工作物の変更をしようとする場合を除く。）	系統に係る事業用電気工作物であって、一般送配電事業又は配電事業の用に供されるものに係る場合に限る。）
4　特定対象事業に係るものにあっては、その特定対象事業に係る法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置	特定対象事業に係るものにあっては、特定対象事業実施区域内の主要工作物及び主要仮設備の配置図（水力発電所の場合は、減水区間の長さも併せて記載すること。） 特定対象事業に係るものにあっては、その特定対象事業に係る法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置に関する説明書	4　［同上］
5　環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業（特定対象事業を除く。）に係るものにあっては、同法第四条第三項第二号（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の措置がとられたものである旨	環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業（特定対象事業を除く。）に係るものにあっては、同法第四条第三項第二号（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の措置に関する説明書	5　［同上］
	ばい煙発生施設を設置する場合は、ばい煙（大気汚染防止法第二条第一項	大気汚染防止法第二条第二項のばい煙発生施設を設置する場合は、ばい煙

に規定するものをいう。以下同じ。）に関する説明書	（大気汚染防止法第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する説明書
大気汚染防止法第二条第十四項の水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）を設置する場合は、水銀等（同条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する説明書	大気汚染防止法第二条第十三項の水銀排出施設を設置する場合は、水銀等（同条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する説明書
騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、騒音に関する説明書	［同上］
水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）を設置する場合は、有害物質貯蔵指定施設に関する説明書	水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設を設置する場合は、有害物質貯蔵指定施設に関する説明書
振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、振動に関する説明書	［同上］
ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項の特定施設を設置する場合は、ダイオキシン類に関する説明書	［同上］

急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の崩壊の防止措置に関する説明書 発電所の概要を明示した地形図（水力発電所の場合は、縮尺五万分の一以上の地形図） 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図（水力発電所の場合は、各設備の主要寸法を記載すること。） 単線結線図（接地線（計器用変成器を除く。）については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。）（別表第六第二項に掲げる電気工作物の設置及び別表第七第三項に掲げる電気工作物の変更をしようとする場合を除く。） 新技術の内容を十分に説明した書類（別表第六第二項に掲げる電気工作物の設置及び別表第七第三項に掲げる電気工作物の変更をしようとする場合を除く。）	［同上］ ［同上］ ［同上］ 単線結線図（接地線（計器用変成器を除く。）については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。） 新技術の内容を十分に説明した書類

（一）～（三） ［略］ （四）　太陽電池設備 太陽電池		［略］ 種類、出力、開放電圧、短絡電流及びモジュールの個数	［略］ 発電方式に関する説明書 支持物の構造図及び強度計算書（別表第六第二項に掲げる電気工作物の設置及び別表第七第三項に掲げる電気工作物の変更をしようとする場合は、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された砂防指定地、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域に設置する場合に限る。） ［略］
（五）～（七） ［略］	［略］	［略］	［略］

別表第四（第六十五条関係）

工事の種類	事前届出を要するもの
一　ばい煙発生施設に該当する電気工作物に係る工事	1～7　［略］
二　大気汚染防止法第二条第三項に規定するばい煙処理施設（以下「ばい煙処理施設」という。）に該当する電気工作物に係る工事	1・2　［略］

（一）～（三） ［略］ （四）　［同上］		［略］ ［同上］	［略］ 発電方式に関する説明書 支持物の構造図及び強度計算書
（五）～（七） ［略］	［略］	［略］	［略］

別表第四（第六十五条関係）

［同上］	［同上］
一　大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設に該当する電気工作物に係る工事	1～7　［略］
二　大気汚染防止法第二条第三項に規定するばい煙処理施設に該当する電気工作物に係る工事	1・2　［略］

三　大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）に該当する電気工作物に係る工事 四　水銀排出施設に該当する電気工作物に係る工事 五・六　［略］ 七　有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物を設置する事業場の電気工作物に係る工事 八～十　［略］	1～3　［略］ 水銀排出施設に該当する電気工作物の設置又は改造であって、構造、使用の方法又は水銀等の処理の方法の変更を伴うもの ［略］ 有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物の設置又は改造であって、構造、設備、使用の方法又は当該施設において貯蔵される水質汚濁防止法第二条第二項第一号に規定する有害物質（以下「有害物質」という。）に係る搬入若しくは搬出の系統の変更を伴うもの ［略］

別表第五（第六十六条関係）

電気工作物の種類	記載すべき事項		添付書類（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）
	一般記載事項	設備別記載事項（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）	
一　環境関連	［略］		
（一）～（六） ［略］		［略］	［略］
（七）　有害物質貯蔵指定施設		［略］	［略］
（八）～（十） ［略］		［略］	［略］

三　大気汚染防止法第二条第十項に規定する一般粉じん発生施設に該当する電気工作物に係る工事 四　大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物に係る工事 五・六　［略］ 七　水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物を設置する事業場の電気工作物に係る工事 八～十　［略］	1～3　［略］ 大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物の設置又は改造であって、構造、使用の方法又は水銀等の処理の方法の変更を伴うもの ［略］ 水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物の設置又は改造であって、構造、設備、使用の方法又は当該施設において貯蔵される同法第二条第二項第一号に規定する有害物質（以下「有害物質」という。）に係る搬入若しくは搬出の系統の変更を伴うもの ［略］

別表第五（第六十六条関係）

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
一　［同上］	［略］		
（一）～（六） ［略］		［略］	［略］
（七）　水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設		［略］	［略］
（八）～（十） ［略］		［略］	［略］

別表第六（第七十四条関係）

1　［略］

2　太陽電池発電所又は太陽電池発電設備であって、出力十キロワット以上二千キロワット未満のもの

3　風力発電所又は風力発電設備であって、出力五百キロワット未満のもの

4　［略］

別表第七（第七十七条関係）

1・2　［略］

3　太陽電池発電所又は太陽電池発電設備における変更であって次に掲げるもの

一　出力十キロワット以上二千キロワット未満の発電設備の設置（五パーセント以上の出力の変更を伴うものに限る。）

二　発電設備の設置以外の変更であって次に掲げるもの

(1)　出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の設置

(2)　出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の取替えであって、次に掲げるもの

イ　支持物の工事を伴うもの

ロ　五パーセント以上の出力の変更を伴うもの

(3)　出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の改造であって次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　五パーセント以上の出力の変更を伴うもの

ハ　［略］

(4)　出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の修理であって、支持物の強度に影響を及ぼすもの

4　風力発電所又は風力発電設備における変更であって次に掲げるもの

一　出力五百キロワット未満の発電設備の設置（五パーセント以上の出力の変更を伴うものに限る。）

二　発電設備の設置以外の変更であって次に掲げるもの

(1)　出力五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の設置

(2)　出力五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の改造であって、次に掲げるもの

イ～ハ　［略］

三　出力五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の取替え

四　出力五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の修理であって、次に掲げるもの

(1)・(2)　［略］

5　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

別表第六（第七十四条関係）

1　［略］

2　太陽電池発電所であって、出力五百キロワット以上二千キロワット未満のもの

3　風力発電所であって、出力二十キロワット以上五百キロワット未満のもの

4　［略］

別表第七（第七十七条関係）

1・2　［略］

3　太陽電池発電所における変更であって次に掲げるもの

一　出力五百キロワット以上二千キロワット未満の発電設備の設置

二　［同上］

(1)　出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の設置

(2)　出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の取替え

［新設］

［新設］

(3)　出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の改造であって次に掲げるもの

イ　［略］

［新設］

ロ　［略］

(4)　出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の修理であって、支持物の強度に影響を及ぼすもの

4　風力発電所における変更であって次に掲げるもの

一　出力二十キロワット以上五百キロワット未満の発電設備の設置

二　［同上］

(1)　出力二十キロワット以上五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の設置

(2)　出力二十キロワット以上五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の改造であって、次に掲げるもの

イ～ハ　［略］

三　出力二十キロワット以上五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の取替え

四　出力二十キロワット以上五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の修理であって、次に掲げるもの

(1)・(2)　［略］

5　［略］

様式第四十六の二中「様式第46の２」を「様式第46の２の４」に改め、同様式を様式第四十六の二の四とする。

様式第四十六の次に次の二様式を加える。

様式第46の2（第57条関係）

小規模事業用電気工作物設置届出書

年　　月　　日

殿

住　所
氏　名（氏名又は名称及び代表者の氏名）
連絡先（電話番号、メールアドレスその他の連絡先）

電気事業法第46条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

設備	小規模事業用電気工作物の名称	
	小規模事業用電気工作物の設置の場所	
	小規模事業用電気工作物の種類	
	小規模事業用電気工作物の出力	
保安体制	保安監督業務担当者の氏名又は名称（※）	
	保安監督業務担当者の住所（※）	
	保安監督業務担当者の電話番号（※）	
	保安監督業務担当者のメールアドレス（※）	
	点検の頻度	

（※）保安の監督に係る業務を委託して行う場合は、その委託先の情報を記載すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第46の2の2（第58条関係）

小規模事業用電気工作物変更届出書

年　　月　　日

殿

住　所
氏　名（氏名又は名称及び代表者の氏名）
連絡先（電話番号、メールアドレスその他の連絡先）

次のとおり小規模事業用電気工作物に係る届出事項を変更したので、電気事業法第46条第2項第1号の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	備考

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第46の2の3（第58条関係）

小規模事業用電気工作物でなくなった場合の届出書

年　　月　　日

殿

住　所
氏　名（氏名又は名称及び代表者の氏名）
連絡先（電話番号、メールアドレスその他の連絡先）

次のとおり届出に係る小規模事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物でなくなったので、電気事業法第46条第2項第2号の規定により届け出ます。

小規模事業用電気工作物の名称	
小規模事業用電気工作物でなくなった理由	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第四十九の次に次の様式を加える。

様式第49の２（第67条の３関係）

適合性確認証明書

年　　月　　日

殿

登録適合性確認機関　名

下記のとおり適合性確認の申請があった特殊電気工作物について、技術基準に適合することを確認したので、電気事業法第48条の２第２項の規定に基づき、証明書を交付いたします。

記

１．適合性確認の申請の概要
　１－１　適合性確認を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
　１－２　適合性確認を行った特殊電気工作物に係る事業場の名称及び所在地
　１－３　適合性確認の申請を受けた年月日

２．適合性確認の業務の概要
　２－１　適合性確認を行った特殊電気工作物の概要
　２－２　適合性確認を行った年月日
　２－３　適合性確認員の氏名
　２－４　適合性確認の結果

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第五十三を次のように改める。

様式第53（第78条関係）

使用前自己確認結果届出書

年　　月　　日

殿

住　所
氏　名（氏名又は名称及び代表者の氏名）
連絡先（電話番号、メールアドレスその他の連絡先）

電気事業法第51条の2第3項の規定により別紙のとおり使用前自己確認の結果を届け出ます。

１．確認年月日
２．確認の対象
３．確認の方法
４．確認の結果
５．確認を実施した者及び主任技術者（当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合を除く。）の氏名
６．当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であって、確認に係る業務を委託して行った場合にあっては、その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
７．確認の結果に基づいて補修などの措置を講じたときは、その内容

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第六十一の二及び様式第六十二を次のように改める。

様式第61の2（第94条の2関係）

定期自主検査時期変更承認申請書

年　　月　　日

殿

住所
氏名　（名称及び代表者の氏名）

電気事業法施行規則第94条の２第３項の規定により次のとおり定期自主検査の時期変更の承認を受けたいので申請します。

電気工作物を設置する発電所の名称	
電気工作物の種類及び施設番号	
直近の定期自主検査終了年月日	
定期自主検査開始希望年月日	
定期自主検査を行う時期を変更しなければならない理由	

備考　1　電気工作物の種類及び施設番号の欄には、当該電気工作物の出力、蒸気量等を付記すること
　　2　直近の定期自主検査終了年月日の欄には、当該電気工作物に係る直近の定期自主検査の試運転終了日等を付記すること。
　　3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ4とすること。

様式第 62（第 94 条の 6 関係）

定期安全管理審査申請書

年　　月　　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第 55 条第４項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称及び定期自主検査の場所	
直近の定期安全管理審査が終了した日以降定期自主検査を行った電気工作物の概要	
審査希望年月日	

備考 1 直近の定期安全管理審査が終了した日以降定期自主検査の概要の欄には、当該電気工作物の出力、最大蒸発量等を付記すること。
　2 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第六十九及び様式第七十を次のように改める。

様式第 69（第 106 条関係）

登録適合性確認機関登録申請書

年　　月　　日

殿

住所
名称及び代表者の氏名

電気事業法第 67 条の規定により次のとおり同法第 48 条の２第１項の登録を受けたいので申請します。

適合性確認の業務を開始しようとする年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ4とすること。

様式第70（第109条、第118条の２及び第120条関係）

変更届出書

年　　月　　日

殿

住　所
名称及び代表者の氏名

次のとおり名称等の変更をしたいので、電気事業法第72条（同法第80条の６において準用する場合を含む。）（指定試験機関にあっては、電気事業法施行規則第120条）の規定により届け出ます。

変更の内容	
変更予定年月日	

備考　用紙の大きさは，日本産業規格Ａ4とすること。

様式第七十一及び様式第七十二中「第115条」を「第110条」に改める。
様式第七十三から様式第七十六までを次のように改める。

様式第 73（第 111 条関係）

適合性確認業務休止（廃止）届出書

年　　月　　日

殿

住所
名称及び代表者の氏名

次のとおり適合性確認の業務の一部（全部）を休止（廃止）するので電気事業法第 74 条の規定により届け出ます。

休止の予定年月日及び予定期間（廃止の予定年月日）	
休止（廃止）しようとする適合性確認の業務の内容	

備考　用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第 74（第 116 条関係）

登録安全管理審査機関登録申請書

年　　月　　日

殿

住所
名称及び代表者の氏名

電気事業法第 80 条の２の規定により次のとおり同法第 51 条第３項又は第 55 条第４項の登録を受けたいので申請します。

審査の区分	
審査の業務を開始しようとする年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ4とすること。

様式第 75（第 118 条関係）

業務規程届出書

年　　月　　日

殿

住所
名称及び代表者の氏名

別添業務規程のとおり業務規程を定めたので電気事業法第 80 条の４第１項の規定により届け出ます。

備考　用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第 76（第 118 条関係）

業務規程変更届出書

年　　月　　日

殿

住所
名称及び代表者の氏名

別紙業務規程のとおり業務規程を変更したので電気事業法第 80 条の４第１項の規定により届け出ます。

変更の内容	
変更予定年月日	

備考　用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第七十六の次に次の様式を加える。

様式第76の２（第118条の２関係）

安全管理審査業務休止（廃止）届出書

年　　月　　日

殿

住所
名称及び代表者の氏名

次のとおり審査の業務の一部（全部）を休止（廃止）するので電気事業法第80条の６において準用する同法第74条の規定により届け出ます。

休止の予定年月日及び予定期間（廃止の予定年月日）	
休止（廃止）しようとする審査の業務の内容	

備考　用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

様式第八十三中「第92条の２」を「第93条」に改める。

様式第八十三の二及び様式第八十三の三中「第92条の３」を「第94条」に改める。

様式第八十四及び様式第八十四の二を次のように改める。

様式第84（第133条関係）

表面

第　　号

電気事業法第107条の規定による立入検査証

写真

押出スタンプ

職名

氏名

年　月　日生

年　月　日発行

発行者　　印

裏面

電気事業法抜粋

（立入検査）

第 107 条　主務大臣は、第 39 条、第 40 条、第 47 条、第 49 条及び第 50 条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力発電工作物を設置する者又はボイラー等（原子力発電工作物に係るものに限る。）の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、原子力発電工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　経済産業大臣は、第 22 条の３から第 23 条の３まで、第 27 条の 11 の３から第 27 条の 11 の６まで又は第 27 条の 12 の 13 において準用する第 22 条の３、第 23 条（第４項を除く。）、第 23 条の２若しくは第 23 条の３の規定の施行に必要な限度において、その職員に、一般送配電事業者の特定関係事業者、送電事業者の特定関係事業者又は配電事業者の特定関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　経済産業大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者、自家用電気工作物の保守点検を行つた事業者又はボイラー等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

５　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所（当該一般用電気工作物が小規模発電設備以外のものである場合にあつては、居住の用に供されているものを除く。）に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができる。ただし、居住の用に供されている場所に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

６　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、推進機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

７　経済産業大臣は、第 37 条の４から第 37 条の 12 までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、認定電気使用者情報利用者等協会の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

８　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関又は登録調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

９　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関又は卸電力取引所の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

10　経済産業大臣は、第 103 条の２の規定の施行に必要な限度において、その職員に、届出者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

11　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第 117 条の２　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、１年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十二　第 107 条第１項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第 119 条の３　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人、役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

四　第 107 条第６項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第 119 条の４　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした認定電気使用者情報利用者等協会、指定試験機関又は卸電力取引所の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

五　第 107 条第７項又は第９項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第 120 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

九　第 51 条第３項、第 54 条若しくは第 55 条第４項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）又は第 107 条第２項から第５項まで、第８項若しくは第 10 項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

様式第 84 の２（第 133 条の２関係）

表面

第　　号

電気事業法第 107 条の規定による立入検査証

独立行政法人製品評価技術基盤機構

写真

押出スタンプ

氏名

年　月　日生

年　月　日発行

発行者　　印

裏面

電気事業法抜粋

（立入検査）

第 107 条

４　経済産業大臣は、第１項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者、自家用電気工作物の保守点検を行つた事業者又はボイラー等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

５　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所（当該一般用電気工作物が小規模発電設備以外のものである場合にあつては、居住の用に供されているものを除く。）に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができる。ただし、居住の用に供されている場所に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

13　経済産業大臣は、前項の規定により推進機関に立入検査を行わせる場合には、推進機関に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

14　推進機関は、前項の指示に従つて第 12 項に規定する立入検査を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

15　第 12 項の規定により立入検査をする推進機関の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

16　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（次項、次条及び第 127 条において「機構」という。）に、第４項（ボイラー等の溶接をする者に係る部分を除く。）又は第５項の規定による立入検査を行わせることができる。

17　第 13 項から第 15 項までの規定は、機構の行う立入検査に準用する。

第 120 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

九　第 51 条第３項、第 54 条若しくは第 55 条第４項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）又は第 107 条第２項から第５項まで、第８項若しくは第 10 項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

（電気関係報告規則の一部改正）

第二条　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二　［略］ 三　「主要電気工作物」とは、小規模発電設備に属するもの（太陽電池発電設備に属するもの（太陽電池、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置）及び風力発電設備に属するもの（風力機関、発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置）に限る。）及び施行規則別表第三の電気工作物の種類の欄に掲げる電気工作物のうち次に掲げるものをいう。 イ～リ　［略］ 四～十三　［略］ （定期報告） **第二条**　次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。	（定義） **第一条**　［略］ ２　［同上］ 一・二　［略］ 三　「主要電気工作物」とは、小出力発電設備に属するもの（太陽電池発電設備に属するもの（太陽電池（出力十キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量十キロボルトアンペア以上のものに限る。）及び風力発電設備に属するもの（風力機関、発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置）に限る。）及び施行規則別表第三の電気工作物の種類の欄に掲げる電気工作物のうち次に掲げるものをいう。 イ～リ　［略］ 四～十三　［略］ （定期報告） **第二条**　［同上］

報告書名	報告対象者	様式番号	報告期限	報告先
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
二　設備資金報	一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者	様式第三	毎事業年度の最終月の末日から三月（法第三十八条第四項第一号、第二号及び第五号に掲げる事業を営む者にあつては、毎四半期の最終月の末日から二月）を経過する日	経済産業大臣
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
二　［同上］	［同上］	［同上］	毎事業年度の最終月の末日から三月（法第三十八条第三項第一号、第二号及び第五号に掲げる事業を営む者にあつては、毎四半期の最終月の末日から二月）を経過する日	［同上］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

四　電気保安年報（原子力発電所に係るものを除く。）	法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者	様式第八	七月末日	経済産業大臣
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
六　ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調査年報（当該機器を有する場合に限る。）	法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者	様式第十	七月末日	経済産業大臣
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
九　溶接自主検査年報	溶接自主検査を実施した電気工作物を設置する者	様式第十二の二	六月末日	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

（事故報告）

第三条　電気事業者（法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この項において同じ。）又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物及び小規模事業用電気工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、蓄電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの、原子力発電工作物及び小規模事業用電気工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

［略］

2　［略］

第三条の二　小規模事業用電気工作物を設置する者は、次の各号に掲げる事故が発生したときは、小規模事業用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の産業保安監督部長が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

一～三　［略］

四　小規模事業用電気工作物に属する主要電気工作物の破損事故

2　［略］

四　［同上］	法第三十八条第三項各号に掲げる事業を営む者	［同上］	［同上］	［同上］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
六　［同上］	法第三十八条第三項各号に掲げる事業を営む者	［同上］	［同上］	［同上］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
九　溶接事業者検査年報	溶接事業者検査を実施した電気工作物を設置する者	［同上］	［同上］	［同上］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

（事故報告）

第三条　電気事業者（法第三十八条第三項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条において同じ。）又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、蓄電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

［略］

2　［略］

第三条の二　一般用電気工作物（小出力発電設備（太陽電池発電設備（出力十キロワット以上のものに限る。）及び風力発電設備に限る。）に限る。以下この条において同じ。）の所有者又は占有者は、次の各号に掲げる事故が発生したときは、一般用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の産業保安監督部長が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

一～三　［略］

四　一般用電気工作物に属する主要電気工作物の破損事故

2　［略］

（公害防止等に関する届出）

第四条　電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者へ届け出なければならない。ただし、当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属するものである場合並びに同表の第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号に掲げる場合であつて、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。

届出を要する場合	届出期限	届出事項	届出先
一　［略］	［略］	［略］	［略］
二　大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）に該当する電気工作物の使用又は管理の方法であつて一般粉じん（同条第八項に規定するものをいう。以下同じ。）の排出又は飛散の防止に係るものを変更する場合			
二の二　大気汚染防止法第二条第十四項に規定する水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は水銀排出施設に該当する電気工作物の使用の方法若しくは水銀等（同条第十三項に規定するもの			

（公害防止等に関する届出）

第四条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
一　［略］	［略］	［略］	［略］
二　大気汚染防止法第二条第十項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）に該当する電気工作物の使用又は管理の方法であつて一般粉じん（同条第九項に規定するものをいう。以下同じ。）の排出又は飛散の防止に係るものを変更する場合			
二の二　大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は水銀排出施設に該当する電気工作物の使用の方法若しくは水銀等（同条第十二項に規定するもの			

をいう。以下同じ。）の処理の方法を変更する場合			
三・四　［略］			
五～六　［略］		［略］	［略］
七～十三　［略］		［略］	［略］
十四・十五　［略］		［略］	［略］
十六　第一号、第二号若しくは第二号の二の施設、第三号、第四号、第五号の二若しくは第六号の電気工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、蓄電所、変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であつて同法第二条第一項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名又は住所（法人にあつては名称、代表者の氏名若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地）に変更があつた場合	［略］	変更のあつた事項（電気事業者が法第九条第二項（法第六条第二項第二号の事項の変更に限る。）、法第二十七条の十二において準用する法第九条第二項（法第二十七条の七第二項第二号の事項の変更に限る。）、法第二十七条の十二の十三において準用する法第九条第二項（法第二十七条の十二の五第二項第二号の事項の変更に限る。）、法第二十七条の十三第九項（同条第一項第一号の事項の変更に限る。）及び法第二十七条の二十七第四項（同条第一項第一号の事項の変更に限る。）の届出をする場合を除く。）	［略］
十七　［略］	［略］	［略］	［略］
十七の二～十八の三　［略］	［略］	［略］	［略］

をいう。以下同じ。）の処理の方法を変更する場合			
三・四　［略］			
五～六　［略］		［略］	［略］
七～十三　［略］		［略］	［略］
十四・十五　［略］		［略］	［略］
十六　［同上］	［略］	変更のあつた事項（電気事業者が法第九条第二項（法第六条第二項第二号の事項の変更に限る。）、法第二十七条の十二において準用する法第九条第二項（法第二十七条の七第二項第二号の事項の変更に限る。）、法第二十七条の十三第九項（同条第一項第一号の事項の変更に限る。）及び法第二十七条の二十七第四項（同条第一項第一号の事項の変更に限る。）の届出をする場合を除く。）	［略］
十七　［略］	［略］	［略］	［略］
十七の二～十八の三　［略］	［略］	［略］	［略］

改正後	改正前
（自家用電気工作物を設置する者の発電所の出力の変更等の報告） **第五条**　自家用電気工作物（原子力発電工作物及び小規模事業用電気工作物を除く。）を設置する者は、次の場合は、遅滞なく、その旨を当該自家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。 一・二　［略］	（自家用電気工作物を設置する者の発電所の出力の変更等の報告） **第五条**　自家用電気工作物（原子力発電工作物を除く。）を設置する者は、次の場合は、遅滞なく、その旨を当該自家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。 一・二　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第十二の二中「溶接事業者検査年報」を「溶接自主検査年報」に、「定期事業者検査」を「定期自主検査」に改める。

（電気事業法関係手数料規則の一部改正）

第三条　電気事業法関係手数料規則（平成七年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定期安全管理審査に係る手数料の額） **第四条**　法第五十五条第四項の審査（法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物の工事に係るものを除く。）を受けようとする者が法第百十二条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第四のとおりとする。ただし、前回の法第五十五条第六項において準用する法第五十一条第七項の通知において、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第九十四条の五第一項第一号から第三号まで又は第二項第一号に規定する組織であると評定された組織については、当該組織が行った定期自主検査に係る審査に必要な手数料の総額の半額とする。 ２　前項ただし書の手数料の総額の算定において、定期自主検査に係る審査に必要な手数料は、同一の種類、出力及び蒸発量の区分に応じ、二台目以降については、当該電気工作物の定期自主検査に係る審査に必要な手数料の額の三分の一の額とする。	（定期安全管理審査に係る手数料の額） **第四条**　法第五十五条第四項の審査（法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物の工事に係るものを除く。）を受けようとする者が法第百十二条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第四のとおりとする。ただし、前回の法第五十五条第六項において準用する法第五十一条第七項の通知において、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第九十四条の五第一項第一号から第三号まで又は第二項第一号に規定する組織であると評定された組織については、当該組織が行った定期事業者検査に係る審査に必要な手数料の総額の半額とする。 ２　前項ただし書の手数料の総額の算定において、定期事業者検査に係る審査に必要な手数料は、同一の種類、出力及び蒸発量の区分に応じ、二台目以降については、当該電気工作物の定期事業者検査に係る審査に必要な手数料の額の三分の一の額とする。

別表第三及び別表第四中「法定事業者検査」を「法定自主検査」に改める。

（発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第四条　発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公害の防止） **第四条**　［略］ ２　［略］ ３　大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設に該当する電気工作物の構造及び使用並びに管理の方法は、当該施設に係る同法第十八条の三の構造及び使用並びに管理に関する基準に適合しなければならない。 ４　大気汚染防止法第二条第十四項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物に係る水銀濃度は、当該施設に係る同法第十八条の二十七の排出基準に適合しなければならない。	（公害の防止） **第四条**　［略］ ２　［略］ ３　大気汚染防止法第二条第十項に規定する一般粉じん発生施設に該当する電気工作物の構造及び使用並びに管理の方法は、当該施設に係る同法第十八条の三の構造及び使用並びに管理に関する基準に適合しなければならない。 ４　大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物に係る水銀濃度は、当該施設に係る同法第十八条の二十二の排出基準に適合しなければならない。

改正後	改正前
5　ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定施設に該当する電気工作物に係る排出ガス（同条第三項に規定するものをいう。）又は排出水（同条第四項に規定するものをいう。）に含まれるダイオキシン類の量は、当該施設に係る同法第八条第一項又は第三項の排出基準に適合しなければならない。	5　ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定施設に該当する電気工作物に係る排出ガス（同条第三項に規定するものをいう。）又は排出水（同条第四項に規定するものをいう。）に含まれるダイオキシン類の量は、当該施設に係る同法第八条第一項の排出基準に適合しなければならない。
6～8　［略］	6～8　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

（電気設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第五条　電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（用語の定義）	（用語の定義）
第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	**第一条**　［同上］
一・二　［略］	一・二　［略］
三　「発電所」とは、発電機、原動機、燃料電池、太陽電池その他の機械器具（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第一項ただし書に規定する小規模発電設備、非常用予備電源を得る目的で施設するもの及び電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の適用を受ける携帯用発電機を除く。）を施設して電気を発生させる所をいう。	三　「発電所」とは、発電機、原動機、燃料電池、太陽電池その他の機械器具（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第一項に規定する小出力発電設備、非常用予備電源を得る目的で施設するもの及び電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の適用を受ける携帯用発電機を除く。）を施設して電気を発生させる所をいう。
四～十九　［略］	四～十九　［略］
（サイバーセキュリティの確保）	（サイバーセキュリティの確保）
第十五条の二　事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く。）の運転を管理する電子計算機は、当該電気工作物が人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれ及び一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保しなければならない。	**第十五条の二**　事業用電気工作物の運転を管理する電子計算機は、当該電気工作物が人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれ及び一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保しなければならない。
備考　表中の［　］は注記である。	

（発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第六条　発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（取扱者以外の者に対する危険防止措置）	（取扱者以外の者に対する危険防止措置）
第三条　［略］	**第三条**　［略］
2　発電用風力設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「風力発電所」とあるのは「発電用風力設備」と、「当該者が容易に」とあるのは「当該者が容易に風車に」と読み替えて適用するものとする。	2　発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「風力発電所」とあるのは「発電用風力設備」と、「当該者が容易に」とあるのは「当該者が容易に風車に」と読み替えて適用するものとする。

（風車の安全な状態の確保）

第五条　［略］

２　発電用風力設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「安全かつ自動的に停止するような措置」とあるのは「安全な状態を確保するような措置」と読み替えて適用するものとする。

３　［略］

（風車を支持する工作物）

第七条　［略］

２　発電用風力設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、風車を支持する工作物に取扱者以外の者が容易に登ることができないように適切な措置を講じること。

（公害等の防止）

第八条　［略］

２　発電用風力設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「第十九条第十一項及び第十三項」とあるのは「第十九条第十三項」と、「風力発電所に設置する発電用風力設備」とあるのは「発電用風力設備」と読み替えて適用するものとする。

備考　表中の［　］は注記である。

（発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第七条　発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和三年経済産業省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（風車の安全な状態の確保） **第五条**　［略］ ２　発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「安全かつ自動的に停止するような措置」とあるのは「安全な状態を確保するような措置」と読み替えて適用するものとする。 ３　［略］ （風車を支持する工作物） **第七条**　［略］ ２　発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、風車を支持する工作物に取扱者以外の者が容易に登ることができないように適切な措置を講じること。 （公害等の防止） **第八条**　［略］ ２　発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「第十九条第十一項及び第十三項」とあるのは「第十九条第十三項」と、「風力発電所に設置する発電用風力設備」とあるのは「発電用風力設備」と読み替えて適用するものとする。	（人体に危害を及ぼし、物件に損傷を与えるおそれのある施設等の防止） **第三条**　［略］ ２　発電用太陽電池設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「太陽電池発電所」とあるのは「発電用太陽電池設備」と読み替えて適用するものとする。 （公害等の防止） **第六条**　［略］ ２　発電用太陽電池設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「太陽電池発電所に設置する発電用太陽電池設備」とあるのは「発電用太陽電池設備」と読み替えて適用するものとする。 備考　表中の［　］は注記である。

（電気工事士法施行規則の一部改正）

第八条　電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（軽微な作業） **第二条**　［略］ ２　法第三条第二項の一般用電気工作物等の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。 一　次に掲げる作業以外の作業 イ　［略］	（軽微な作業） **第二条**　［略］ ２　法第三条第二項の一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。 一　［同上］ イ　［略］

ロ　接地線を一般用電気工作物等（電圧六百ボルト以下で使用する電気機器を除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業

二　［略］

（第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程）

第三条　法第四条第四項第二号の経済産業省令で定める第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程は、次の表のとおりとする。

科目	内容	時間数
［略］	［略］	［略］
一般用電気工作物等の検査方法	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
一般用電気工作物等の保安に関する法令	一・二　［略］ 三　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）、電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）、電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（平成二十五年経済産業省令第三十四号）	［略］
実習	一～七　［略］ 八　一般用電気工作物等の検査 九　一般用電気工作物等の故障箇所の修理	［略］

（特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定の基準）

第四条の二　法第四条の二第三項の認定は、次の表の上欄に掲げる特殊電気工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄の各号のいずれかに該当する者について行う。

特殊電気工事の種類	認定の基準
ネオン工事	一　電気工事士であつて、電気工事士免状（以下「免状」という。）の交付を受けた後、一般用電気工作物等又は電気事業法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物に係る工事のうちネオン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く。）、

ロ　接地線を一般用電気工作物（電圧六百ボルト以下で使用する電気機器を除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業

二　［略］

（第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程）

第三条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
［略］	［略］	［略］
一般用電気工作物の検査方法	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
一般用電気工作物の保安に関する法令	一・二　［略］ 三　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）、電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）、電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）	［略］
［同上］	一～七　［略］ 八　一般用電気工作物の検査 九　一般用電気工作物の故障箇所の修理	［略］

（特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定の基準）

第四条の二　法第四条の二第三項の認定は、次の表の上欄に掲げる特殊電気工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄の各号の一に該当する者について行う。

［同上］	［同上］
［同上］	一　電気工事士であつて、電気工事士免状（以下「免状」という。）の交付を受けた後、一般用電気工作物又は電気事業法第三十八条第三項に規定する自家用電気工作物に係る工事のうちネオン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く。）、

［略］	タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの附属設備を設置し、又は変更する工事に関し五年以上の実務の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定めるネオン工事に関する講習（以下「ネオン工事資格者認定講習」という。）の課程を修了した者 二　［略］
［略］	［略］

2　［略］

（筆記試験の科目の範囲）

第十条　令第八条第二項の経済産業省令で定める第一種電気工事士試験の筆記試験の科目の範囲は、次の表のとおりとする。

科目	範囲
［略］	［略］
一般用電気工作物等及び自家用電気工作物の保安に関する法令	［略］

2　［略］

（技能試験）

第十二条　令第十条の技能試験は、次の表の上欄に掲げる電気工事士試験の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項の全部又は一部について行うものとする。

試験の種類	事項
［略］	［略］
第二種電気工事士試験	一～七　［略］ 八　一般用電気工作物等の検査 九　一般用電気工作物等の故障箇所の修理

［略］	タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの附属設備を設置し、又は変更する工事に関し五年以上の実務の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定めるネオン工事に関する講習（以下「ネオン工事資格者認定講習」という。）の課程を修了した者 二　［略］
［略］	［略］

2　［略］

（筆記試験の科目の範囲）

第十条　［同上］

［同上］	［同上］
［略］	［略］
一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安に関する法令	［略］

2　［略］

（技能試験）

第十二条　［同上］

［同上］	［同上］
［略］	［略］
［同上］	一～七　［略］ 八　一般用電気工作物の検査 九　一般用電気工作物の故障箇所の修理

備考　表中の［　］は注記である。

（電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（昭和四十五年通商産業省令第百三号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第二及び様式第十八中「一般用電気工作物」を「一般用電気工作物等」に改める。

（経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第十条　経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年経済産業省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（小規模ガスタービン発電設備に係る一般用電気工作物の特例） **第三条**　地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域内に次の各号を満たすガスタービンを原動力とする火力発電設備（非常用発電設備を除く。以下この条において「小規模ガスタービン発電設備」という。）を設置する必要があると認めて、法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る小規模ガスタービン発電設備は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第一項第三号の経済産業省令で定めるものとみなす。 一～六　［略］ 七　電気事業法第三十八条第一項に規定する低圧の電気を発電するものであって、その発電に係る電気を同項第一号に規定する低圧受電電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある同法第二条第一項第十八号の電気工作物と電気的に接続されていないもの 八　［略］ ２　［略］ （研究開発用海水温度差発電設備に係る電気事業法施行規則の特例） **第十七条**　地方公共団体が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域内に次の各号を満たす汽力（海水の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの（以下この条において「研究開発用海水温度差発電設備」という。）を設置する必要があると認めて、法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る研究開発用海水温度差発電設備については、次項第二号の期間に限り、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第六十五条第一項第一号、第七十九条第一号及び第九十四条第一号の規定は、適用しない。 一・二　［略］ ２　前項の認定の申請に係る法第四条第一項の構造改革特別区域計画には、法第四条第二項第二号の特定事業の内容として次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～五　［略］ 六　保安上必要な措置として、当該認定に係る研究開発用海水温度差発電設備について、電気事業法施行規則第五十条第三項に掲げる事項に相当する事項 ３　［略］	（小規模ガスタービン発電設備に係る一般用電気工作物の特例） **第三条**　［同上］ 一～六　［略］ 七　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十八条第一項の電圧以下の電気を発電するものであって、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第四十八条第四項の電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気事業法第二条第一項第十八号の電気工作物と電気的に接続されていないもの 八　［略］ ２　［略］ （研究開発用海水温度差発電設備に係る電気事業法施行規則の特例） **第十七条**　地方公共団体が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域内に次の各号を満たす汽力（海水の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの（以下この条において「研究開発用海水温度差発電設備」という。）を設置する必要があると認めて、法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る研究開発用海水温度差発電設備については、次項第二号の期間に限り、電気事業法施行規則第六十五条第一項第一号、第七十九条第一号及び第九十四条の規定は、適用しない。 一・二　［略］ ２　［同上］ 一～五　［略］ 六　保安上必要な措置として、当該認定に係る研究開発用海水温度差発電設備について、電気事業法施行規則第五十条第一項に掲げる事項に相当する事項 ３　［略］

（海水等温度差発電設備に係る電気事業法施行規則の特例）

第十八条　［略］

２　前項の認定の申請に係る法第四条第一項の構造改革特別区域計画には、法第四条第二項第二号の特定事業の内容として次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　［略］

三　当該海水等温度差発電設備における定期自主検査を行う時期

四　前号の時期による定期自主検査により、当該海水等温度差発電設備が電気事業法第三十九条第一項に規定する技術基準に適合することを証明する次に掲げる事項に関する記録及び文献その他の資料

イ～ハ　［略］

３　［略］

（研究開発用温泉熱利用発電設備に係る電気事業法施行規則の特例）

第三十二条　地方公共団体が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域内に次の各号を満たす汽力（温泉熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの（以下この条において「研究開発用温泉熱利用発電設備」という。）を設置する必要があると認めて、法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る研究開発用温泉熱利用発電設備については、次項第二号の期間に限り、電気事業法施行規則第六十五条第一項第一号、第七十九条第一号及び第九十四条第一号の規定は、適用しない。

一～四　［略］

２　前項の認定の申請に係る法第四条第一項の構造改革特別区域計画には、法第四条第二項第二号の特定事業の内容として次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五　［略］

六　保安上必要な措置として、当該認定に係る研究開発用温泉熱利用発電設備について、電気事業法施行規則第五十条第三項に掲げる事項に相当する事項

３　［略］

別表（第三十三条関係）

番号	事業の名称	関連条項
一～十	［略］	［略］
十一	海水等温度差発電設備の定期自主検査時期変更事業	［略］
十一～二十三	［略］	［略］

（海水等温度差発電設備に係る電気事業法施行規則の特例）

第十八条　［略］

２　［同上］

一・二　［略］

三　当該海水等温度差発電設備における定期事業者検査を行う時期

四　前号の時期による定期事業者検査により、当該海水等温度差発電設備が電気事業法第三十九条第一項に規定する技術基準に適合することを証明する次に掲げる事項に関する記録及び文献その他の資料

イ～ハ　［略］

３　［略］

（研究開発用温泉熱利用発電設備に係る電気事業法施行規則の特例）

第三十二条　地方公共団体が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域内に次の各号を満たす汽力（温泉熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの（以下この条において「研究開発用温泉熱利用発電設備」という。）を設置する必要があると認めて、法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る研究開発用温泉熱利用発電設備については、次項第二号の期間に限り、電気事業法施行規則第六十五条第一項第一号、第七十九条第一号及び第九十四条第一項の規定は、適用しない。

一～四　［略］

２　［同上］

一～五　［略］

六　保安上必要な措置として、当該認定に係る研究開発用温泉熱利用発電設備について、電気事業法施行規則第五十条第一項に掲げる事項に相当する事項

３　［略］

別表（第三十三条関係）

［同上］	［同上］	［同上］
一～十	［略］	［略］
十一	海水等温度差発電設備の定期事業者検査時期変更事業	［略］
十一～二十三	［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（鉱山保安法施行規則の一部改正）

第十一条　鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（作業監督者） **第四十三条**　法第二十六条第一項の作業監督者を選任しなければならない作業は、次の表の上欄に定めるものとし、当該作業の区分ごとに同表下欄に掲げる資格を有する者から選任するものとする。 作業の区分 ／ 作業監督者の資格 一～五　［略］ ／ ［略］ 六　［略］ ／ 一　電圧十七万ボルト以上の事業用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第二項に規定する事業用電気工作物（同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物を除く。）をいう。以下同じ。）に係る作業については、電気事業法第四十四条第一項の第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者 二・三　［略］ 七～十七　［略］ ／ ［略］ ２～４　［略］ 備考　表中の［　］は注記である。	（作業監督者） **第四十三条**　［同上］ ［同上］ 一～五　［略］ ／ ［略］ 六　［略］ ／ 一　電圧十七万ボルト以上の事業用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る作業については、電気事業法第四十四条第一項の第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者 二・三　［略］ 七～十七　［略］ ／ ［略］ ２～４　［略］

附　則

（施行期日）

１　この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二十日）から施行する。

（使用前安全管理検査に係る経過措置）

２　この省令の施行前に電気事業法施行規則第七十三条の七第一項の規定により提出があった使用前安全管理審査申請書に係る電気事業法第五十一条第三項の審査については、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までに行われるものに限り、なお従前の例によることができる。

（設置者による事業用電気工作物の自己確認に係る経過措置）

３　この省令の施行前に使用を開始した事業用電気工作物であって、この省令の施行により新たに電気事業法第五十一条の二第一項本文及び第二項の規定に該当するものについては、同条第三項の規定にかかわらず、当該規定による届出を要しない。